

平成28年度（第2回）

恵庭市社会福祉審議会 高齢者福祉・介護保険専門部会

日時： 平成28年9月6日（火） 午前10時

場所： 恵庭市民会館 2階 中会議室

<次 第>

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 審議事項

ページ

1. 地域密着型サービス事業者の指定について

1～4

2. 介護予防支援事業者の指定について

5～6

4. 報告事項

1. 介護予防・日常生活支援総合事業への移行スケジュールについて

7～9

2. 平成28年度補正予算案件について

10

3. 介護マークについて

11

4. 歩くことを通したまちづくり事業について

12～13

5. その他

4. 閉 会

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について

【指定について】

介護保険法第78条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者の指定は、市町村が行う。

【指定審査について】

介護保険法施行規則第131条の5、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を基に審査。

■ 地域密着型通所介護事業所の新規指定について

◆申請法人等の概要

事業者	法人名	有限会社波商店
	所在地	札幌市北区屯田3条7丁目9番22号
	代表者	工藤 隆
事業所	事業所名	デイサービスセンターらいふてらす恵庭中島
	所在地	恵庭市中島町1丁目11-3 サンルート中島1F
	サービス	地域密着型通所介護
	定員	10名
指定年月日		平成28年10月1日（予定）

◆指定審査調書（別紙参照）

◆今後の日程について（予定）

平成28年9月中旬

平成28年10月1日

指定決定通知・介護保険事業者番号付番
事業者指定

指定審査調書

デイサービスセンターらいふてらす恵庭中島 指定審査調書

書類	審査基準	適否	参考
指定申請書（様式第1） 指定に係る記載事項（別添7） 定款（写し） 商業登記事項証明書 （直近3ヶ月以内の原本）	定款の目的の中に「通所介護事業」等適切な文言が記載されている。 定款が登記されている。 記載内容は他の添付書類との整合性が取れている。	適・否	
他法人所在の有無	無：事業所所在地に他法人の事業所・事務所がない。 有：法人名（ ）、事業所名（ ）	適・否	
従業者の勤務体制及び勤務形態 （参考様式1-1） 【事業開始日から4週間分】	【共通事項】 専ら職務に従事する常勤の管理者が配置されている。（業務に支障がない場合兼務可） 生活相談員はサービス提供時間帯を通じ、1以上配置されている。 機能訓練指導員が1以上配置されている。 □以下、利用定員が11名以上の場合のみの審査 看護職員が1以上確保されている。 介護職員がサービス提供時間帯を通じ、確保されている。※ 生活相談員又は介護職員のうち1人以上、常勤の職員である。 ☑以下、利用定員が10名以下の場合のみの審査 サービス提供時間帯を通じ、1以上の看護職員又は介護職員が確保されている。 生活相談員、看護職員又は介護職員のうち、1人以上常勤の職員である。	適・否	管理者 八田 美雪 常勤（介護職員兼務） ※15名までは1以上、それ以上5又はその端数を増すごとに1を加えた数以上
管理者 経歴書（参考様式2）	内容の点検	適・否	
平面図（参考様式3）	事業の運営を行うために必要な広さを有する特定の区画（食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室など）がある。 食堂と機能訓練室の面積は定員×3平方メートル以上となっている。 相談室は、遮蔽物の設置により、相談内容が漏れいしないよう配慮されている。 併設事業所がある場合、導線に問題はない。 建物の目的外使用許可等の承認を受けている。（特別養護老人ホーム等の場合）	適・否	食堂及び機能訓練室の面積 97.23 m²

設備・備品等一覧表	内容の点検。	適 ・ 否	現地で確認
主要な場所の写真	建物外観、玄関（入口）、事務室、便所、食堂、機能訓練室、浴室、静養室、相談室など必要な写真が添付されている。	適 ・ 否	完成した事業所の写真添付
運営規程	記載項目の確認。 ①事業の目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務内容 ③営業日及び営業時間 ④指定通所介護の利用定員 ⑤指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額、 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦サービスの利用に当たっての留意事項、 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩その他運営に関する重要事項 内容の点検。	適 ・ 否	
苦情を処理するための措置の概要 （参考様式6）	記録の保存と再発防止策。 担当者名、電話番号、FAX。	適 ・ 否	
サービス提供実施単位一覧表	内容の点検。	適 ・ 否	
土地・建物が賃貸にあってはその契約書の写し	法人所有の場合は所有が分かるもの。 賃貸借契約は事業を実施することが出来る内容で締結されている。 都市計画法やマンション管理規約などでの用途制限に該当していない。	適 ・ 否	登記事項証明書の写し、納税通知書など
申請法人の決算書	直近の決算書、新設法人の場合は資産の状況を確認できる書類が添付されている。	適 ・ 否	

収支予算書（任意様式） （事業開始月から1年以上の収支見込）	会計区分。 内訳が明らか。 事業収支見込の不一致の確認。			適 ・ 否	家賃や人件費の計上注意
損害賠償保険等	賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うことができる。			適 ・ 否	
誓約書	内容の点検。 登記簿謄本に記載されている役員、及び事業所を管理する者が名簿に記載されている。			適 ・ 否	
運営推進会議の構成	利用者、市職員、地域住民の代表者を運営推進会議の構成員としている。			適 ・ 否	
資格証等	生活相談員、看護職員、機能訓練指導員に係る資格証。			適 ・ 否	
介護給付費関係	加算算定の場合、「介護給費算定等に係る体制等に関する届出書」を確認済みである。			適 ・ 否	
労働契約書等	労働契約書（写）雇用確約証明書、雇用証明書については原本を添付。 事業の実施に必要な人員分添付されている。			適 ・ 否	
その他必要と認め添付した書類				適 ・ 否	
実地調査	実地調査の結果、申請内容と相違ないことを確認した。				
	法人対応者	有限会社 波商店 工藤 満			
	確認年月日	平成28年9月1日	確認者職氏名	介護福祉課 指導担当 主 査 柴田 慎一 介護福祉課 指導担当 主任主事 根深 忠大	

(2) 介護予防支援事業者の指定について

【指定について】

介護保険法第115条の22の規定により、介護予防支援事業者の指定は市町村が行う。

【指定審査について】

介護保険法第115条の22、介護保険法施行規則第140条の32、指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を基に審査する。

■ 介護予防支援事業者の指定について

◆申請法人等の概要

事業者	法人名	医療法人北晨会
	所在地	恵庭市恵み野西2丁目3番地5
	代表者	理事長 近藤 悦子
事業所	事業所名	恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター
	所在地	恵庭市恵み野北3丁目1番1 恵庭リサーチ・ビジネスパーク2F S-207号
	サービス	介護予防支援
地域包括支援センターの 設置年月日		平成28年10月1日（予定）
指定年月日		平成28年10月1日（予定）

◆指定審査調書（別紙参照）

◆今後の日程について（予定）

平成28年10月1日

指定決定通知・介護保険事業者番号付番

指定審査調書

恵庭市中島・恵み野地域包括支援センター 指定審査調書

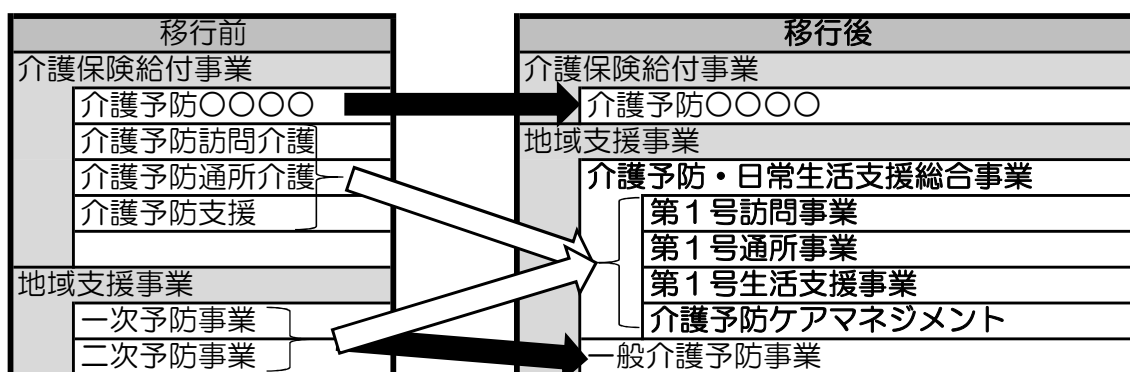
審査基準		適否	参考
申請者要件	法第115条の22第2項各号に該当しない者であること	適・否	法第115条の22第2項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)の提出有り
審査基準		適否	参考
人員基準	管理者 常勤専従（管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務又は、当該介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事可）	適・否	管理者 三上靖司 常勤（地域包括支援センター兼務）
	担当職員 1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師等の指定介護予防支援に関する知識を有する職員を配置。 ①保健師 ②介護支援専門員 ③社会福祉士 ④経験ある看護師 ⑤高齢者保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事	適・否	主任介護支援専門員 社会福祉士 看護師
設備基準	設備 事業の運営を行うために必要な広さの区画を有する	適・否	室内総面積 48.67㎡ うち相談スペース面積 4.0㎡
	備品 必要な設備及び備品を備えている。	適・否	
運営基準	運営規定 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規定を定めておかなければならない。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ その他運営に関する重要事項	適・否	①～⑥すべて記載有り

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業への移行スケジュールについて

恵庭市は第6期計画に基づき、平成29年4月より介護予防・日常生活支援総合事業（以下、新しい総合事業）を開始します。人口減少とサービス需要増加の2つの課題を抱えるなかで、新しい総合事業の推進により介護予防強化と生活支援充実を図りながら、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

① 新しい総合事業移行の概要

新しい総合事業移行とは、介護保険給付サービスである介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援などを「地域支援事業の介護予防・日常生活総合事業」に移行することです。



② 恵庭市の新しい総合事業のサービス類型

新しい総合事業のサービス類型としては、現行相当サービス、基準緩和型サービス（A類型）、住民主体による支援（B類型）、短期集中予防サービス（C類型）、移動支援（D類型）があります。

平成29年4月移行の際、恵庭市では「現行相当サービス」と既往の地域支援事業の2次予防事業を継承する「短期集中予防サービス」、「介護予防ケアマネジメントA」を開始することで調整を進めています。

類型		想定される提供主体	恵庭市（検討）	
			H29	H30
訪問	現行の介護予防訪問介護相当	介護事業所指定	○	○
	訪問型サービスA	介護事業所指定		○
	訪問型サービスB	住民主体の活動助成		○
	訪問型サービスC	市直営→民間委託	○	○
	訪問型サービスD	住民主体の活動助成		
通所	現行の介護予防通所介護相当	介護事業所指定	○	○
	通所型サービスA	介護事業所指定		○
	通所型サービスB	住民主体の活動助成	○	○
	通所型サービスC	市直営→民間委託	○	○
生活支援	栄養改善を目的とした配食	民間委託		
	住民ボランティア等が行う見守り	住民主体の活動助成		
	自立支援に資する生活支援	民間委託		
介護予防ケアマネジメント	ケアマネジメントA（原則的）	地域包括支援センター	○	○
	ケアマネジメントB（簡略化）	地域包括支援センター		
	ケアマネジメントC（初回のみ）	地域包括支援センター		

③ 平成28年度新しい総合事業移行スケジュール

平成28年度は、サービス類型の検討のほか、円滑な事業移行に必要な予算措置、実施要綱等の整備、窓口体制の確保、住民・団体・事業所への周知などを行います。

時期		実施項目（予定）
平成28年	4月	サービスの検討
	5月	先行事例調査、事例研究など
	6月	第1回専門部会
	7月	石狩管内市町村総合事業検討会議 （参加市町村：恵庭、江別、千歳、石狩、北広島、当別、新篠津参加）
	8月	先進都市研修 （武蔵野市、平塚市、藤沢市※、横浜市※） ※は介護事業所
	9月	第2回専門部会 スケジュール作成、サービスの流れ及びケアマネジメントの検討
	10月	予算策定開始 総合事業開始当初のサービス検討
	11月	事業所・各種団体協議・調整など
	12月	第3回専門部会 総合事業開始当初のサービス決定、例規の整備（実施要綱、基準要綱制定）
平成29年	1月	市民・団体・事業者等への説明会、相談窓口研修会 4月要支援認定更新（2ヶ月前）通知対応など
	2月	広報掲載、HP掲載、相談窓口設置準備 第4回専門部会
	3月	
	4月	新しい総合事業開始

④ 平成29年度以降の新しい総合事業及び生活支援体制整備事業のスケジュール

◆平成29年度以降の新しい総合事業

平成29年度は、基準緩和型サービス（A類型）と住民主体による支援（B類型）の実施を検討し、実施すべきサービスについては平成30年度からの開始を目指します。

A類型は現行の介護予防訪問介護、介護予防通所介護から運営基準を緩和するほか、報酬単価の引き下げ、サービス内容の簡素化及び短時間化などを市町村で独自に再設定するものです。今後介護保険サービス事業所のワーキンググループ等の意見を取り入れる等、恵庭市の実情にあったサービス内容などを協議し検討していきます。

B類型は、在宅家事援助（訪問型）やサロン活動（通所型）の活動経費の一部を助成するものであり、関係団体と連携・調整しながら整備していきます。

◆平成29年度以降の生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業とは①地域の情報収集・分析・マッチング・提案などを行う地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）を配置し②地域の生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体が情報共有、連携、協働による取り組みを協議する組織（協議体）を設置することで、地域包括ケアシステムの構築を推進する事業です。

平成29年度は、恵庭市内全域（第1層エリア）を担当するコーディネーターを配置し協議体を設置、平成30年度については、恵庭市の各地域の実情にあった介護予防・生活支援を今後拡充するため、恵庭市内の日常生活圏域（中学校区域等）レベル（第2層エリア）を担当するコーディネーターを配置、第2層協議体の設置を検討していきます。

時期		新しい総合事業	生活支援体制整備事業
6期	平成29年度	基準緩和型サービス検討 住民主体による支援検討	第1層コーディネーター配置 第1層協議体設置
7期	平成30年度	基準緩和型サービス実施 住民主体による支援実施 （予定）	第2層コーディネーター配置 第2層協議体設置 （予定）
	平成31年度		
	平成32年度		

(2) 平成28年度補正予算案件について

1. 介護従事者の負担軽減に資する介護ロボット導入促進事業

平成28年2月に国では、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともにその実際の活用モデルを他の介護サービス事業者にも周知することにより、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備により、介護従事者の確保に資することを目的として、平成27年度補正予算を組むこととした。市内関係事業所へ意向を確認したところ、3法人より事業実施の意向が示された。国より平成28年6月に内示が示されたため、第3回定例会において補正予算を行う予定である。

■補正予算額 介護ロボット等導入支援事業特例交付金 2,781千円 (927千円×3法人)



※写真はイメージです。

2. 介護サービス提供基盤等整備事業について

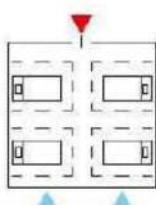
北海道では地域医療介護総合確保基金を活用し、特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護のための改修支援制度を平成27年度より設けている。当初、実施を予定する事業所はなかったが、平成28年6月に北海道より再度周知依頼があったため、市内関係社会福祉法人に通知を行ったところ、1法人より事業実施の意向が示された。北海道より平成28年8月に内示が示されたため、第3回定例会において補正予算を行う予定である。

■補正予算額 平成28年度介護サービス提供基盤等整備事業費交付金 13,300千円 (700千円×19床)

【改修例】

改修前

(例) カーテンで仕切られているのみ。

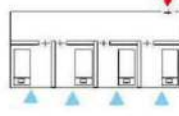
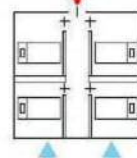


他の入所者からの視線が遮断されず、プライバシーが保護されていない。

改修後

各床間に間仕切りや壁が設置され、他の入居者からの視線等が遮断されている。

◀ 間仕切り(建具)で仕切られている事例 ▶



補助額

整備床数×70万円

※対象経費の方が少ない場合は、対象経費を支払った額

(3) 介護マークについて

平成28年度、恵庭市では地域における日常的なささえ合い体制を構築し、高齢者や障害者のある方を介護する方が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、「介護マーク」交付の試行実施することとしました。

介護マークとは、認知症の方などを介護をする方が周囲から誤解や偏見を受けることのないように周知するために、厚生労働省から全国に普及を呼びかけている取り組みです。



■介護マーク取組状況（平成28年2月1日現在）

	作成・配布	作成・配布予定	合計	実施率
道内	函館市、小樽市、室蘭市、 芦別市、滝川市、石狩市、 当別町、寿都町、岩内町、 仁木町、美瑛町、白老町、 新ひだか町、音更町、幕 別町、足寄町	稚内市、洞爺湖町	18 市町 (179 市町村)	10.1%
全国	505 市区町村	38 市区町村	543 市区町村 (1741 市区町村)	31.2%

■使用例

- ・ 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- ・ 駅などの公衆トイレで付添うとき
- ・ 男性介護者が女性用下着を購入するとき
- ・ 障がいのある方を介護するとき

■交付対象者

市内在住の認知症高齢者等や障がい者を介護している介護者で介護マークが必要な方

■今後のスケジュール（予定）

H28. 9	関係団体ヒアリング
H28. 10	要項、物品等作成
H29. 1	配布開始

(4) 歩くことを通したまちづくり事業について

1. 経緯

歩くことを通して市民の積極的な健康づくりを推進し、ともに歩み、市全体が元気に、健康になるという健康づくりから広がるまちづくりが展開できないかと、市若手職員と道文教大学院生からなる「歩くことをとおしたまちづくりを考える会」を昨年、発足し、その議論をまとめた「提言書」に基づき、新規事業として平成28年8月から3か月間試行します。

2. 目的

歩くことを通して市民全体の健康意識や健康増進活動の向上並びに地域交流、地域の繋がりを推進し、健康づくりを推進するまちづくりにつなげることを目的とする。

3. 趣旨

- (1) 歩くことが楽しくなる仕掛けづくり
- (2) 歩くことを支援する仕組み
- (3) 健康づくりと融合したまちづくり

4. 内容

(1) 歩くイベント開催

- ◎えにわウォークラリー2016(トークショー&3kmウォーク)
- ◎ブックトーク&3kmウォーク(市・図書課と共催)
- ◎さわやかウォーキング、ノルディックウォーキング教室、歩くパネル展など

(2) まちなか休憩所の設置(21か所)

市民会館	島松公民館	黄金ふれあいセンター	保健センター	
総合体育館	島松体育館	パークゴルフ場(カサミ)	青少年研修センター	
市役所(福祉課)	恵み野出張所	島松支所	恵庭リサーチ・ビジネスパーク	
島松憩の家	恵み野憩の家	福住憩の家	和光憩の家	柏陽憩の家
大町憩の家	図書館本館	市民プラザ・アイル	市民活動センター	

(3) えにわ健康チャレンジ・スタンプラリーの開催

市内大学、専門学校、市民活動団体等主催の歩くことに関連する事業参加や市主催歩くイベント・健康講座の参加、まちなか休憩所利用によるスタンプラリーの実施。

◎市主催、共催事業

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 8月2日(火)～16日(木) | 歩くことを通したまちづくりパネル展 |
| 8月5日(金) | はじめてのノルディックウォーキング教室 |
| 8月26日(金) | さわやかウォーキング |
| 8月29日(月) | 健康づくり相談日(体力測定) |
| 9月16日(金) | 話して歩こう～Talk&Walk in 恵み野中央公園 |
| 9月25日(日) | えにわウォークラリー2016 |
| 9月26日(月) | 健康づくり相談日(体力測定) |
| 10月7日(金) | はじめてのノルディックウォーキング教室 |
| 10月16日(日) | 市民ハイキング |
| 10月21日(金) | 第2回健康づくり講演会 |
| 10月31日(月) | 健康づくり相談日(体力測定) |
- その他に、出前講座・老人クラブなどでの健康講座、体力測定

◎市内大学、専門学校、市民活動団体等主催事業

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 8月20日(土) | えにわフットパス愛好会 第5回ウォーキング |
| 8月28日(日) | 恵庭歩く人達の会 第166回ウォーキング |
| 9月25日(日) | えにわ健康・スポーツフェスティバル |
| 9月25日(日) | 第4回メディスポ健康フェス 健康体操 |
| 9月25日(日) | 恵庭歩く人達の会 第167回ウォーキング |
| 10月15日(土) | えにわフットパス愛好会 第6回ウォーキング |
| 10月22日(土) | 北海道文教大学主催 目指せ！アクティブロコモ予防教室 |
| 10月23日(日) | 恵庭歩く人達の会 第168回ウォーキング |

5. その他

1. 指定地域密着型サービス事業所の更新

介護保険法第78条の2第1項の規定により、地域密着型サービス事業者の指定は市町村が行い、審査については介護保険法施行規則第131条の8、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準などを基に実施します。平成28年7月以降1事業所が指定更新を申請し、審査を経て指定更新しましたので報告します。

指定地域密着型サービス事業者更新概要	
指定更新年月	2016年8月17日
指定満了月	2022年8月16日
更新者	
法人名	株式会社恵み野介護サービス
所在地	恵庭市有明町1丁目8-8
代表者	代表取締役 皆川勝男
更新事業所	
事業所名	グループホーム だんらんこがね
所在地	恵庭市黄金南4丁目13-1
サービス	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護
定員(登録)	9名

2. 指定介護予防支援の一部委託

介護予防支援業務の一部委託については、介護保険法第115条の23第3項で指定介護予防支援事業者は厚生労働省令で定めるところにより、指定介護予防支援業務の一部を厚生労働省令で定める者に委託することができると定められています。

また、介護保険法施行規則第140条の35では、指定介護予防支援の一部を委託しようとするときは、あらかじめ市町村長に届け出なければならない旨が定められています。

平成28年6月までに、新たに3件の届け出がありましたので、以下のとおり報告します。

番号	1	2
指定介護予防支援事業所	きた地域包括支援センター	きた地域包括支援センター
契約年月	2016年8月	2016年8月
指定居宅介護支援事業所	ケアプランセンターうるおい	ケアセンター学園前
法人名	株式会社セブンブレンチ	合同会社 香山
委託期間	2年間	2年間
委託する理由	利用者は妻の退院(札幌:大谷地病院)を機に札幌市内マンションで暮らすこととなったが、利用者の都合により住民票は恵庭市のままとした。このためケアプランはきた包括支援センターに残ったが、遠方につきケアマネジメントは困難となり委託。	利用者はこれまで要介護度1の認定を受け当該事業所よりケアマネジメントを受けてきた。認定更新の際、要支援2に変更されケアマネジメントはきた地域包括支援センターが行うこととなったが、なじみの事業所で継続したい旨利用者から要請があり、委託。

■ 審査について

介護保険法第115条の23第3項、及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第12条を基に審査しました。